

保護者の皆様

飯豊町教育委員会
教育長 熊野 昌昭
「公印省略」

飯豊町における新型コロナウイルス感染症に関する対応について (お願いとお知らせ)

日頃、幼児施設の運営につきましては特段のご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。
新年度も始まり間もなく2ヶ月が経とうとしています。子どもたちは毎日元気に園での生活を送っております。

さて、県内では変異株の感染拡大にともない、保護者から若年層への感染が増えている状況が報告されています。幼児施設でも感染防止対策を行っているところではありますが、再度ご家庭でも下記により、感染対策を講じて頂きますようお願いいたします。

また、飯豊町内で新規の感染者が確認された場合等、幼児施設では保健所の指導を受け下記のように対応することとしております。ご理解とご了承をお願い申し上げます。

記

1 感染拡大を未然に防ぐための対策について（お願い）

- ①これまで同様、毎朝の検温、お子さんの健康状態や生活の様子の確認。
- ②家のうがい手洗い、外出時のマスクの着用の徹底。また、定期的な換気。
- ③大人数での会食の際は、特に密閉・密集・密接を避ける。

2 感染や濃厚接触になった場合の対応について

（1）飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安1～3」（現在レベル3）に区分される場合

※①～④の場合について、保護者より速やかに幼児施設に連絡をお願いいたします。

状況	対応
幼児施設関係者 (園児・児童と施設職員)	① 感染が判明した場合 <ul style="list-style-type: none">・当該幼児施設を一時的に閉鎖し、保健所と相談のうえ、必要な施設の消毒を実施します。・幼児施設内で感染が広がっている可能性が高いと判断した場合には、臨時休業になる場合があります。
	② 感染者の濃厚接触者にあたると特定された場合 <ul style="list-style-type: none">・本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中、自宅待機とします。当該幼児施設は一時的に閉鎖、保健所と連絡したうえ、施設内の消毒をします。・閉鎖解除後は、幼児施設では感染防止対策等を再開するとともに、お子さんの健康観察の徹底や連絡体制の確認などを行います。
	③ P C R 検査の受検対象者と判断された場合 <ul style="list-style-type: none">・本人を、自宅待機とともに、幼児施設では感染防止対策を徹底します。・幼児施設は通常保育を行います。
	④ 同居している家族等が、感染者の濃厚接触者にあたると特定された場合またはP C R 検査の受検対象者と判断された場合 <ul style="list-style-type: none">・保健所、医師等から指示があった場合、本人を自宅待機とするとともに、幼児施設では感染防止対策を徹底します。

⑤ 町内に感染者が確認された場合	・町内で感染が確認されたが、「幼児施設関係者及び同居している家族」ではない場合は、感染防止対策を徹底したうえで、通常保育を継続します。
⑥ 近隣市町で感染が確認された場合	・感染防止対策を講じたうえで、通常保育を行います。

(2) 飯豊町が「山形県における新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕 4～5」に区分される場合
※文科省マニュアルにおける「地域の感染レベル2または3」のレベル

学校運営ガイドラインに準じ、保健所や関係機関と連携の上、幼児施設における感染拡大状況も踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策を行います。
町長から地域全体の社会・経済活動自粛を強化する一環として要請があった場合、家庭保育の依頼を検討いたします。

(3) 職場や親戚に新型コロナウイルス感染症感染した方がいる場合、感染の疑いがある方がいる場合など、心配なことがございましたら、幼児施設までお知らせください。

3 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷の絶無について

新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者とその家族、治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別に繋がるような行為が問題となっております。このような行為は許されるものではありません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めていただくとともに、冷静な行動をしていただきますよう皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

4 <参考> 文部科学省「学校の新しい生活様式」

https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf